

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月8日  
照会部署名 山形年金事務所 厚生年金適用調査課  
照会担当者 小畠 吉之(厚生年金適用調査課長)  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 濑尾

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-27	本部受付番号 No.2010-999
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

「監査役」の被保険者資格について

(内容)

会社法335条<監査役の資格等>により「監査役」は職務の特殊性から取締役・支配人その他の使用人等との兼務が禁止されていますが、実態として取締役、従業員等と同様の業務に従事している事例が見受けられます。

このように「監査役」が常用的使用関係にある場合において健康保険・厚生年金保険の被保険者とすることができるのかご教示願います。

また、当該「監査役」が被保険者となったとき、会社法第335条に抵触することが明らかであると考えられる場合、登記の変更等の指導を行うことができるのかにつきましてもご教示願います。

<当事務所における見解>

商業登記簿に「監査役」として登記されている者であっても、実態として取締役、従業員等と同様の業務に従事しており、勤務日数・勤務時間など総合的に勘案し「常用的使用関係」にある者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とすることが妥当であると考えます。

なお、当時の経過等については不明ですが、平成7年に山形社会保険事務所業務課長名で社会保険労務士に対し「法人事業所監査役の被保険者資格につい

て」(別添参照)という事務連絡を行っております。

今般、会社法が施行され解釈について整理が必要であると考えられること、また、過去の疑義照会においても判断が示されていないことから疑義が生じたためご教示願いたい。

＜根拠条文等＞

会社法 335 条

昭和 24 年 7 月 28 日 保発第 74 号

疑義照会(回答)票 2010-77

(ブロック本部回答)

一般的に監査役は、そのほとんどが非常勤で監査時に出勤し、監査に関する業務を行うことから、厚生年金等の被保険者とならない場合が多い。

しかし、監査役でも、代表取締役等と同様に常勤性があり、法人から労務の対価として報酬を受けているなど、その業務の種類にかかわらず、実態として適用の要件が整えば被保険者とすることは可能と思慮される。

しかしながら、その取扱について明確にされていないことや、各県において取り扱いが異なることも考えられるため、本部へ照会願いたい。

回答日 平成 22 年 10 月 8 日

回答部署名 東北ブロック本部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター (役職名) 適用支援 G 長 小澤 昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり

回答日 平成 22 年 11 月 16 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上